

新居浜港港湾計画改訂調査検討業務委託（その1） 仕様書

1. 業務名

新居浜港港湾計画改訂調査検討業務委託（その1）

2. 業務の目的

本業務は、平成11年7月に改定した新居浜港の港湾計画を見直すため、20～30年後を想定した「新居浜港長期構想」を策定するための検討を行い、必要な各種資料作成を行うものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日まで

4. 業務内容

4-1. 計画準備

本業務を行うにあたり、事前に業務の目的及び内容の把握に努めるとともに、本業務を効率的に処理するため、業務内容・業務処理の手順等について検討し、業務計画を立案するものとする。

4-2. 資料収集整理

(1) 新居浜港の現況把握

新居浜港の現況を把握するために必要な資料（港湾機能・利用の現況、近隣港湾との構成比較、新居浜港の課題・問題点 など）を収集・整理するものとする。

(2) 背後地域の現況把握

新居浜港を取り巻く社会・経済情勢等を把握するために必要な資料（背後圏の人口、産業、物流通、観光、交通、防災、環境、背後地域の問題点 など）を収集・整理するものとする。

(3) 上位計画・関連計画等の把握

国、愛媛県、新居浜市等の上位・関連計画等を把握するとともに、港湾をめぐる社会情勢の変化について収集・整理するものとする。

(4) 新居浜港への要望や期待の把握

監督員が提供するこれまでの新居浜港に関する意見等をもとに、新居浜港における要望や期待を整理するものとする。

4-3. ヒアリング・アンケート調査

4-2. を踏まえ、新居浜港長期構想策定への意見が必要な場合、関連企業等を対象として、ヒアリング調査やアンケート調査(各10社程度を想定)を実施するものとし、調査数や内容、実施方法(WEB参加など)については監督員と協議するものとする。

4-4. 既定港湾計画等の検証

4-2~3. で整理したものを基に、現在の新居浜港が抱えている課題や問題点を抽出するとともに、既定の港湾計画や長期構想の内容との進捗状況や現在および将来の社会情勢にあっているか検証を行う。

4-5. 新居浜港長期構想の検討

4-4. の検証結果や新居浜港の課題や問題点及び要請への対応について検討し、長期的に新居浜港が果たすべき役割について整理を行った上で、新居浜港の長期的な港湾整備の方向性について検討し、長期構想としてとりまとめるものとする。長期構想の内容は以下のとおりとする。

(1) 新居浜港の将来像と目標の検討

新居浜港を取り巻く背後地域の現状や港が果たすべき役割を踏まえて、簡易な港湾貨物量の将来推計などにより、新居浜港に求められる将来像とそれを具現化していくための目標を設定する。

(2) 目標達成への取り組み方針の検討

検討した目標を実現するために取り組むべき、基本施策や方針を検討する。

(3) 空間利用計画(ゾーニング)の検討

新居浜港の長期的な空間利用計画(ゾーニング)について検討を行い、各ゾーンの役割や利活用方向を定めたゾーニング図を作成する。

4-6. 新居浜港長期構想検討委員会等の資料作成等

長期構想を策定するために開催予定の「(仮)新居浜港長期構想検討委員会及び幹事会」で用いる資料を作成するものとする。資料は検討内容や結果をもとに監督員と協議して決定するものとする。

なお、委員会及び幹事会の運営や資料印刷は別途契約予定の受注者が行うため、本調査の中には含まないが、資料説明や質疑対応は行うものとする。委員会等の開催回数は、10月に委員会・幹事会合同、1月に幹事会、2月に委員会の計3回予定している。

4-7. 協議・報告

本業務の遂行に当たっては、監督員と十分な打合せを行うものとし、打合せは業務着

手時の事前協議 1 回、委員会等開催前の中間打合せ時の中間報告 3 回、最終報告 1 回の計 5 回行うものとする。

なお、本業務は、受発注者間の打合せについては、事前協議と最終報告は対面式で行い、その他は監督員と調整の上、WEB による打合せを行うことも可能なものとする。

打合せ内容については、打合せ記録簿を作成し提出すること。

5. 成果品

5-1. 成果品作成

業務目的、内容、検討結果等を整理して業務報告書を作成する。

5-2. 成果品

業務報告書（製本） 2 部

*原図・原稿等は電子データでも提出すること。

5-3. 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触又は損害が生じた場合には、受注者の責任において処理するものとする。

6. 留意事項

この仕様書は発注者が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受注者の提案内容を制限するものではない。

7. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、監督員と十分に協議するとともに、業務の進捗状況について随時報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、必要に応じて発注者が要請を行った場合には、確実に連絡及び対応が可能となる体制を整えておくこと。
- (3) 受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は実務実施に際して疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。